

専用使用

施設名			2時間あたりの使用料	
			午後5時まで	午後5時以降
総合体育館	第1体育室	全面	4,400円 (5,280円)	6,400円 (7,680円)
		片面	2,200円 (2,640円)	3,200円 (3,840円)
	第2体育室		1,400円 (1,680円)	2,000円 (2,400円)
	第1・2武道室		1,000円 (1,200円)	1,400円 (1,680円)
	研修室		600円 (720円)	1,000円 (1,200円)
*弓道場			1,000円 (1,200円)	2,000円 (2,400円)
東久代運動公園	野球場		2,000円 (2,400円) *4月、5月、8月及び9月の午後5時以降の使用料の額は、 1時間当たり1,000円 (1,200円)	
	球技場A・B・C		1,600円 (1,920円) *4月、5月、8月及び9月の午後5時以降の使用料の額は、 1時間当たり800円 (960円)	
	テニスコート		1,000円 (1,200円) *4月、5月、8月及び9月の午後5時以降の使用料の額は、 1時間当たり500円 (600円)	
温水プール			冷水期 (7・8月)	温水期 (1~6月・9~12月)
	*コース		2,000円	3,100円
	会議室		300円	
	軽運動室		500円	

※ 弓道場、温水プールのコースについては1時間あたりの使用料となります。

個人使用

施設名		1時間あたりの使用料		
		午後5時まで	午後5時以降	
総合体育館	高校生以上	100円(120円)	200円(240円)	
	中学生以下	50円(60円)	100円(120円)	
	回数券	高校生以上	11枚つづり 1,000円	
		中学生以下	11枚つづり 500円	
弓道場	高校生以上	300円(360円)	600円(720円)	
	中学生以下	200円(240円)	400円(480円)	
	回数券	高校生以上	11枚つづり 3,000円	
		中学生以下	11枚つづり 2,000円	
市民温水 プール		冷水期(7・8月)	温水期(1～6月・9～12月)	
	中学生以上	400円	800円	
	小学生以下	200円	400円	
	プリペイドカード	4,000円(4,800円相当)		

*専用使用料・個人使用料とも土・日・祝日は平日の2割の額を加算した額となります。(市民温水プールは除く)

*市民以外の方(伊丹市・宝塚市・三田市および猪名川町の区域内に住所を有する方は除く)は2倍の額となります。(市民温水プールは除く)

*それぞれ2時間未満または1時間未満の時間は、2時間または1時間となります。

《専用使用》

・使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、上記の金額の10倍の額となります。

(市民以外の方が入場料等を徴収する場合は、20倍の額となります。)

・土・日・祝日の午前8時～9時の使用料は1時間あたりの額となります。

・使用者(弓道場、市民温水プール(コース)を除く)は、市長が管理上支障が無いと認める場合は、1時間に限り使用許可時間を超過して使用することができます。この場合において、使用者は、超過利用を希望する旨を使用終了前30分間に申し出るものとし、当該超過に係る使用料の額は、使用施設区分に係る使用料の1時間に相当する額となります。

《個人使用》

- ・障がいの方が使用される場合は、上記金額の半額となります。（障害者手帳・療育手帳の提示が必要）ただし、障がい者1名につき原則1名の介助者の方は使用料が全額免除となります。また、65歳以上の方が使用される場合は、上記金額の半額となります。（年齢のわかる証明書の提示が必要）
- ・市民以外の方（伊丹市・宝塚市・三田市および猪名川町の区域内に住所を有する方を除く）で、市内在勤の方は上記金額となります。
- ・市民温水プールは1回あたりの使用料です。
- ・市内（伊丹市・宝塚市・三田市および猪名川町を含む）に住所を有する中学生が市民温水プールを使用される場合は上記金額の半額となります。
- ・回数券・プリペイドカード使用時に不足額が生じた場合は、現金で精算してください。
- ・市民温水プールを月曜から土曜日は午後7時30分から、日曜日は午後3時30分から使用される場合は、上記金額の半額となります。
- ・市内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とその付添者及び小学生ならびに中学生が、市民温水プールを毎月第2土曜日の午前11時30分までに使用する場合は、無料となります。（原則8月、9月を除く。）